

令和5年度 大東文化大学社会教育主事講習（一部科目指定講習） 実施要項

1. 目的

この講習は、主として社会教育主事となる資格を得るために修得すべきすべての科目を修得している者を対象として、社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の5の規定及び社会教育主事講習等規程（昭和26年文部省令第12号。以下「省令」という。）に基づき実施するもので、社会教育に携わる専門的職員等の資質の向上を目的としています。

なお、所定の単位を修得することにより、社会教育士（講習）と称することができます。

2. 実施機関

学校法人大東文化学園 大東文化大学

3. 定員

30名

4. 開催期間及び日時

令和5年10月5日（木）～令和6年1月18日（木）

毎週木曜日 18:10～21:20（休憩を挟む）1日2コマ開講（スクーリング形式を除く。）

※詳細は別紙「令和5年度社会教育主事講習日程表」を参照してください。

5. カリキュラムの特徴

子ども、女性、ニューカマーの貧困・格差問題に焦点を当てたカリキュラムとなっております。詳細は別紙「令和5年度カリキュラム概要」を参照してください。

6. 受講資格

社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令（平成30年文部科学省令第5号）の施行以前に社会教育主事となる資格を得るために修得すべきすべての科目を修得している方（社会教育主事講習修了者及び大学等での社会教育主事任用資格取得者）

7. 実施場所

オンライン形式（Zoomアプリケーション）及びスクーリング（対面形式）

なお、スクーリングにつきましては、埼玉・東京（3会場）・大阪の5会場いずれかでの参加が必須となります。詳細は別紙「令和5年度カリキュラム概要」及び「スクーリング先一覧」を参照してください。また、スクーリングにつきましては、クラス分けでの開講はございません。

8. 開設科目及び単位

社会教育主事講習等規程第 3 条で定める科目のうち、2 科目 4 単位を開設します。

○生涯学習支援論 2 単位

○社会教育経営論 2 単位

※1 科目のみの受講も可能です。

9. 受講手続きの流れ

期 間	手続き内容	備考
2023 年 7 月 14 日（金）9 時～ 8 月 4 日（金）17 時 （※郵送提出物も 8 月 4 日 （金）必着となります。）	<p>以下の 5 点を提出してください。提出書類が全て本学に届き次第、受講申込完了メールを送信します。また、もしも提出書類に不備がある場合は、その旨連絡いたします。</p> <p>メール提出のもの（宛先は右記参照）</p> <p>①受講申込書（様式 1・Excel）</p> <p>郵送提出のもの（送付先は右記参照）</p> <p>②受講資格を証明する書類（※ 1）</p> <p>社会教育主事講習等規程第 2 条各号それぞれに必要な書類は以下のとおりです。</p> <p>ア 第 1 号該当者 出身大学・短大等の「卒業証明書」</p> <p>イ 第 2 号該当者 「教育職員の普通免許状」の写し、 又は「教育職員免許状授与証明書」</p> <p>ウ 第 3、第 4、及び第 5 号該当者 「勤務証明書」（様式 2）</p> <p>③履歴書（様式 3）</p> <p>④「社会教育主事講習修了証書」の写し、 又は、「単位修得証明書」（出身大学・短大にて発行）（※ 2）</p> <p>⑤返信用レターパックプラス（520 円） 1 通（証明書送付に使用します。宛先を明記の上、ご郵送ください。）</p>	<p>※ 1 卒業又は修了証書、教育職員免許状の写しの場合、所属長又は所轄長による原本証明が必要です。該当する受講資格が複数ある場合は、P6 のフローチャートにより示された書類（1 点）だけで結構です。</p> <p>※ 2 修了証書の写しの場合、所属長又は所轄長による原本証明が必要です。</p> <p>※ 3 各証明書等に記載されている氏名と現在の氏名が異なる場合は、戸籍抄本も合わせて必要です。</p> <p>※ 4 入金完了するまでは受講確定ではありませんのでご注意ください。</p> <p>送 付 先 〒175-8571 東京都板橋区高島平 1-9-1 大東文化大学 教職課程センター事務室 社会教育主事講習係宛 sk-kousyu@ic.daito.ac.jp</p>

2023年8月28日(月) ※8月11日(金・祝)～20日(日)につきましては、大学一斉休暇期間となります。そのため、この間お問合せ等に応じることができません。	受講者の決定及び通知 本学運営委員会による資格審査を経て、受講の可否を決定します。受講を許可された方には、本学から受講料支払方法及びスクーリング実施場所の案内を送信します。 受講料の支払期間は8月28日(月)～9月11日(月)までの2週間 となります。	受講料 1科目 16,000円 (2科目 32,000円) ※一旦納入された受講料につきましては、理由の如何を問わず、返金をいたしませんのでご了承ください。 ※講習に係る通信料、交通費等は自己負担となります。
2023年 9月21日(木)～	受講証・当日案内の通知 入金を確認でき次第、受講証及び当日の案内をメールにて送信します。	
2023年10月5日(木)～2024年1月18日(木)	社会教育主事講習(一部科目指定講習)開講 ※詳細は、「令和5年度社会教育主事講習日程表」参照	
2024年1月下旬～2月上旬	修了証明書・履修証明書の発送 本講習の修了後、修了証明書を授与し、社会教育士(講習)が付与されたことを証明します。また、1科目のみ受講の場合は、修得した科目の「単位修得証明書」を交付します。	

10. 非常変災時等における対応・代替措置について

対応の在り方・代替措置

① 本学の通信機器不備によりオンライン講習に支障が出た場合

原則別日程を確保し、オンラインで実施する予定ですが、受講者の事情を考慮しオンデマンド配信をする場合もあります。

② 対面形式(スクーリング会場)に支障が出た場合

(特別警報・警戒レベル4以上の発令等の非常変災発生時等)

原則別日程を確保し、オンラインもしくはハイブリッド講習で開催します。

③ 新型コロナウイルス感染症にかかる対応

スクーリング会場のある地域に緊急事態宣言が発出された場合、スクーリングを中止のうえオンライン講習に変更する可能性があります。

対応決定時の連絡方法については、対応が決定した時点で受講者へのメール配信及びHPにより連絡します。

11. 問い合わせ先

〒175-8571 東京都板橋区高島平 1-9-1

大東文化大学 教職課程センター事務室 社会教育主事講習係

電話番号：03-5399-7320 メールアドレス：sk-kousyu@ic.dato.ac.jp

12. その他注意事項

本要項の記載内容は、諸般の事情により今後変更となることがあります。変更が生じた場合には、本学ホームページにて案内します。

https://www.daito.ac.jp/teaching-profession/off_campus/syuji.html

(参考)

社会教育法（昭和二十四年六月十日法律第二百七号）（抄）

（社会教育主事の資格）

第九条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

- 一 大学 2 年以上在学して 62 単位を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が 3 年以上になる者で、社会教育主事の講習を修了したもの
 - イ 社会教育主事補の職にあった期間
 - ロ 官公署又は社会教育関係団体における社会教育に関係のある職で文部科学大臣の指定するものにあつた期間
 - ハ 官公署又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）
- 二 教育職員の普通免許状を有し、かつ 5 年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあつた者で、社会教育主事の講習を修了したもの
- 三 大学に 2 年以上在学して 62 単位以上修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で一号のイからハまでに掲げる期間を通算した期間が 1 年以上になるもの。
- 四 社会教育主事の講習を修了したもので（1 号及び 2 号に掲げる者を除く。）で、社会教育に関する専門的事項について一号から三号に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県の教育委員会が認定したもの。

（社会教育主事の講習）

第九条の五 社会教育主事の講習は、文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関が行う。

- 2 受講資格その他社会教育主事の講習に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

社会教育主事講習等規程（昭和二十六年文部省令第十二号）（抄）

（講習の受講資格者）

第二条 講習を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得した者、高等専門学校を卒業した者又は社会教育法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第十七号。以下「改正

法」という。) 附則第二項の規定に該当する者

二 教育職員の普通免許状を有する者

三 二年以上法第九条の四第一号イ及びロに規定する職にあつた者又は同号ハに規定する業務に従事した者

四 四年以上法第九条の四第二号に規定する職にあつた者

五 その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めたる者

(受講申込)

第二条の二 講習を受講しようとする者は、講習を実施する大学その他の教育機関に申込書を提出しなければならない。

第八条 講習を行う大学その他の教育機関の長は、第三条の規定により八単位以上の単位を修得した者に対して、講習の修了証書を与えるものとする。

2 [略]

3 第一項に規定する修了証書を授与された者は、社会教育士（講習）と称することができる。

(注) なお、社会教育法第九条の四第一号ロ・ハに規定する職務及び社会教育法第九条の四第二号に規定する職についての具体的なことは、「社会教育主事補の職と同等以上の職及び社会教育に関係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するもの並びに教育に関する職の指定（平成八年八月二八日文部省告示第一四八号）」を参照すること。

※受講資格を証明する提出書類について（いずれかに該当しない場合は受講できません。）

【法令区分】

【提出書類】

